

新型コロナウイルス感染症への対応 ガイドライン

7月28日更新

学生の皆さんは、一人一人が自らの身を守るとともに、周囲の人の安全を守る意識をもって行動してください。

この意識は日々の生活においても重要ですが、特に感染リスクの高い方々がいらっしゃる所での実習に向けては絶対に必要なものです。受け入れてくださった施設の信頼を裏切ることのないよう、日ごろからしっかり健康管理を行い、感染リスクのある場所は避けてほしいと思います。人と密着・密接する所では必ずマスクを着用し、こまめに手を洗うなど、自分でできる予防策を徹底しましょう。少しでも体調に異常を感じた場合は、登学せずに外出を控え、自宅で健康観察を行ってください。

1 学内における行動

- (1) 必ずマスクを着用し、こまめに丁寧な手洗い（石鹸をつけて30秒程度）を行う。
- (2) 室内では、換気に留意する。①または②
 - ①部屋の対角線上にある窓やドアを開け、常に空気の流れをつくるようにする。
 - ②授業の中ほど及び休み時間は、10分程度すべての窓やドアを開放して換気を行う。
- (3) 食事などマスクをはずした時は、なるべく会話を控えて飛沫感染の防止に努める。
- (4) 教室等に用意された※微酸性電解水で、机、イス、ドアノブ等適宜消毒する。
- (5) 近距離での会話や接触をしないよう心がける。

※ 微酸性電解水(次亜塩素酸水)での消毒方法

微酸性電解水(次亜塩素酸水)は、家庭用塩素系漂白剤の次亜塩素酸ナトリウム水溶液(ハイターなどの漂白剤)とは違い、無味無臭で直接触れても皮膚に害はありません。
(具体的な使用方法)

- 1 授業前、噴霧してください。(机、椅子、出入り口の戸など)
- 2 噴霧した後は、ペーパーで拭いてください。
- 3 ピアノ等の楽器には、噴霧しないよう注意してください。
- 4 1週間ごとに補充します。(保健室で補充)
- 5 陽の当たらない場所に保管してください。(所定のかごの中に入れてください。)

2 学外における行動

- (1) できるかぎり、他の人との距離を2メートル以上保つよう努める。
- (2) バスや電車の中では常にマスクを着用し、会話もなるべく控える。
- (3) クラスターの発生リスクが高い空間(カラオケボックス・ライブハウス等)は避ける。
- (4) アルバイト先は、適切な感染対策が十分にとられているところを選ぶ。

3 海外や県外への移動について

- (1) 海外や県外への移動は、就職活動等のやむを得ない場合を除き自粛する。
- (2) 本県以外の地域へ行く必要が生じた場合は、速やかに学級主任及び就職・進学支援課へ相談する。
- (3) 本県以外の地域へ移動した時は、その出発日から帰宅日までと、帰宅後 10 日間は、健康観察および行動記録を行い、最終日に保健室に提出する。(記録簿：別添)
 - ①健康観察：毎日、体温測定および体調の状況を記録する。なお、登学した日は、教室に入る前に保健室で検温、健康観察を受けること。
 - ②行動記録：本学以外の訪問先や濃厚接触者（1メートル以内で15分以上の関わりを持った人物）を記録すること。
- (4) 本県以外の地域へ移動した後は、他の人々との密接・密集はなるべく避けるとともに、発熱などの症状がある場合は、速やかに学級主任へ報告する。

4 新型コロナウイルス感染症が疑われる・濃厚接触者と接触した場合

- (1) 37.5℃以上の発熱、急性呼吸器症状や味覚・嗅覚の異常が出た場合には、医療機関受診前に保健所等の相談窓口へ相談するとともに、学級主任へ連絡する。
- (2) 発熱などの風邪の症状がある場合は、授業へは参加せず、必ず病院を受診し、医師からの指示を仰ぐ。

新型コロナウイルス感染症が疑われると判断された場合は、速やかに学級主任へ報告するとともに、自宅で健康観察を行う。その場合は出席停止（公欠）とする。
- (3) 保健所等から濃厚接触者となったと判断された場合や、感染が疑われるため自宅待機が望ましいとの連絡があった場合も、学級主任へ連絡する。保健所等から要請された自宅待機期間中は、出席停止（公欠）とする。自宅待機期間中は、健康観察票に検温結果を記載するなど健康状態に注意を払う。
- (4) 濃厚接触者となった場合は 2 週間の自宅待機とし、その間は出席停止（公欠）とする。
- (5) 濃厚接触者と接触したことが判明した場合は、速やかに学級主任に連絡し健康観察を行う。その濃厚接触者のPCR検査結果が陰性であった場合においても、結果が出てから 3 日間は自宅待機とし、その間は出席停止（公欠）とする。

5 新型コロナウイルス感染症に感染した場合

- (1) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、出席停止（公欠）とする。

出席停止期間は「治癒するまで」とし、医療機関より許可を得てから登学すること。
- (2) 治癒後登学の際は、「感染症治癒証明書」または医療機関が発行した診断書を教務に提出し、公欠の手続きを行う。

なお、医療機関が発行する診断書には、①療養期間、②治癒したこと（陰性であること）を必ず記載するよう依頼すること。

※上記の 4 または 5 に該当する場合は、必要に応じて感染の拡大を防止するための措置を

講じる必要があることから、速やかに電話又は電子メール等（登校はしないこと）により、次の①～④について、学級主任へ報告してください。

- ①学籍番号、名前
- ②いつからその症状があったか
- ③最後に登学した日
- ④授業で使用する教室以外で、本学の施設を利用した場所（例：交流センターなど）

その他、不明な点や気になることは学級主任へ相談してください。